



長野県報

3月28日(月)
平成28年
(2016年)
第2760号

目 次

規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則（市町村課）	2
財務規則の一部を改正する規則（会計課）	2
長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程（企業局）	2

告 示

長野県個人情報保護条例に基づく口頭により請求することができる記録情報の一部改正（情報公開・法務課）	3
都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）	3
保安林予定森林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	3
保安林予定森林（森林づくり推進課）	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（4件）（砂防課）	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（4件）（砂防課）	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	6
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	7
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定（8件）（砂防課）	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	8
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	9

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（広報県民課）	10
長野県希少野生動植物保護条例に基づく指定の案の縦覧（自然保護課）	11
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課サービス産業振興室）	11
都市計画事業の事業計画の変更認可（都市・まちづくり課）	12
特定調達契約に係る一般競争入札（会計課）	12
長野県監査委員の勧告に基づき講じた措置の公表（監査委員事務局）	14

訓 令

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の嘱託等に関する規程の一部改正（保健厚生課）	14
--	----

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第15号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和26年長野県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第13条第2項」を「第13条の22第2項」に改める。

別記様式中「第13条」を「第13条の22」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市町村課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第16号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第56条第1項中「又は政令」を「政令」に改め、「同じ。」の次に「の収納の事務を委託し、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の16の規定により私人に放置違反金」を加える。

第74条第2項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第127条第2号を次のように改める。

(2) 入札に参加しようとする者が政令第167条の5第1項の規定による一般競争入札に参加することのできる者の資格を有する者であつて、契約を締結しないこととなるおそれがないものであると認められるとき。

第135条中「読み替える」を「、第127条第2号中「政令第167条の5第1項」とあるのは「政令第167条の11第2項」と読み替える」に改める。

別表第1の7中「工科短期大学校」を「工科短期大学校 南信工科短期大学校」に、「飯田技術専門校 伊那技術専門校」を「飯田技術専門校」に改め、同表の12中「木曽養護学校 飯山北高等学校」を「木曽養護学校」に、「大町高等学校 大町北高等学校」を「大町岳陽高等学校」に改める。

様式第90号の備考の2及び様式第91号の備考の4中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

様式第115号の注の6中「30日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改め、同注の7中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

様式第211号中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改め、同様式の備考を削る。

様式第251号及び様式第252号中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

会計課

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成28年3月28日

長野県公営企業管理者 小林利弘

長野県公営企業管理規程第2号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第8号中「給与」を「人事評価、給与」に改め、「、勤務成績の評定」を削る。

附 則

この管理規程は、平成28年4月1日から施行する。

企 業 局